

住民記録・税・住基ネット端末等貸貸借業務に関する契約書

賃借人金沢市（以下「賃借人」という。）と貸貸人（以下「貸貸人」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

1 契約件名

住民記録・税・住基ネット端末等貸貸借業務に関する契約

2 機器賃借料及びソフトウェア使用料

月額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、金 円
「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、機器賃借料及びソフトウェア使用料に110分の10を乗じて得た額である。

3 機器貸貸借及びソフトウェア使用期間

平成31年10月1日から平成36年9月30日まで

ただし、機器貸貸借期間及びソフトウェア使用期間満了までの、各年度における予算の承認を前提とする。

4 契約保証金

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 賃貸人は賃借人に対して、本契約の条項に従って、末尾添付別紙に記載する機器（以下「機器」という。）の賃借及び同別紙に記載するソフトウェア（以下「ソフトウェア」という。）の非独占的使用権（以下「使用権」という。）の設定を行うことを約し、賃借人はそれに対し、賃貸借料及びソフトウェア使用料として、頭書記載の金額を支払うことを約定する。

第2章 機器の賃貸借

(善管義務)

第2条 賃借人は機器を本来の用法に従い、その通常の義務のための善良な管理者の注意をもって使用する。

2 賃貸人は機器に賃貸人所定の様式により賃貸人の所有に属する旨の標識を付し、賃借人は機器をいかなる場合を問わず他の権利の目的物として使用することはできないものとする。

(機器の改造)

第3条 機器を改造する場合は、賃借人はあらかじめ書面にて賃貸人の承諾を得るものとする。その場合その費用は、賃借人の負担として賃貸人の認める者がこれを行うものとする。

(他の機器の取付け)

第4条 機器に他の機器を取り付ける必要が生じた場合、賃借人はあらかじめ書面にて賃貸人の承諾を求めるものとし、賃借人が費用を負担して賃貸人の認める者がこれを行うものとする。

2 賃貸人は前項の取付けが機器の機能に支障を与えると認めたときは、賃借人の申出を拒否することができる。

(機器の返還)

第5条 本契約が終了した場合は、賃借人は賃貸人に対して機器を他の機械機器の取りはずし等によって引き渡し当時の原状に復した上直ちに返還するものとする。なお、返還の際に発生する費用については賃貸人の負担とするものとする。

(保険)

第6条 賃貸人は、本契約期間中機器に対して、賃貸人の負担で賃貸人所定の動産総合保険を付保するものとする。

第3章 ソフトウェアの使用

(使用権)

第7条 賃借人は本契約に基づき、機器においてソフトウェアを使用する権利を得るものとする。

2 本契約に基づき設定された使用権は、機器においてソフトウェアを使用する権利であり、当該ソフトウェアを契約機器以外の他機器で使用する場合は、本契約により設定された使用権と別の使用権の設定を必要とするものとする。

3 本契約に基づき設定された使用权及びソフトウェア並びにその複製物については賃借人はこれを他に譲渡し、再使用权を設定し、又は他人の権利の目的物とすることはできないものとする。

(ソフトウェアの提供・複製・変更)

第8条 賃貸人は、賃借人に対し、本契約により設定された使用权を行使するためのソフトウェアを納入期限までに納入し、賃借人の検査確認を得たのち賃借人に引き渡すものとする。

2 賃借人は、賃貸人の事前の書面による承諾なしにはソフトウェアを変更又は改作できないものとする。なお、賃貸人の承諾に基づき変更又は改作されたソフトウェアは本契約に基づくソフトウェアとする。

(ソフトウェアのサポート)

第9条 賃貸人は、ソフトウェアにつき無償で賃貸人所定のサポートを行うものとする。

(特別なサポート)

第10条 賃借人の故意若しくは重過失又は天災地変その他賃借人・賃貸人いずれの責にも帰さない事由に基づきソフトウェアにトラブルが発生し、賃貸人がサポートを行ったときは、賃貸人は当該サポートに要した費用を賃借人に請求できるものとする。

(ソフトウェアの滅失等)

第11条 賃借人は本契約期間中、ソフトウェアを善良な管理者の注意をもって管理するものとし、ソフトウェアが本契約期間中に盗難、滅失又は毀損した場合、賃借人は速やかに賃貸人にその旨通知するものとする。

(使用权の消失)

第12条 本契約が解約又は期間満了により終了したときは、当該ソフトウェアの使用权は消滅するものとする。

2 賃借人は使用权の消滅したソフトウェア及びその複製物の全てを使用权消滅後速やかに破棄するものとする。

(責任の制限)

第13条 賃貸人は、賃借人に対しソフトウェア及びその技術情報が特定の目的のために適当であること、又は有用であることの明示若しくは黙示の保証をしないものとする。

2 賃貸人は、賃借人に対し賃借人が本契約に基づき設定をうけた使用权を行使することにより又は使用权を行使できないことにより生じた賃借人の損害若しくは第三者からの賃借人に対する請求又はソフトウェアが正常に作動しないことにより賃借人に生じた損害に関しては、いかなる責も負わないものとする。

第4章 共通事項

(賃貸借料及びソフトウェア使用料)

第14条 機器の賃貸借料及びソフトウェア使用料は頭書記載の金額とするものとする。

2 本契約の賃貸借及びソフトウェア使用期間が月の途中で開始又は終了した場合、その月の賃貸借料及びソフトウェア使用料は使用日数を当該月の暦日数で除したものにそれぞれ月当たり賃貸借料及びソフトウェア使用料を乗じて得られた金額（円未満は切り捨てる）

とするものとする。

(賃貸借料及びソフトウェア使用料の支払)

第 15 条 賃貸借料及びソフトウェア使用料は、当該使用月の翌月に、賃貸人が金沢市指定の手續に従い請求するものとする。

2 賃借人は、前項の規定により請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に請求金額を支払うものとする。

(機器の滅失及び毀損)

第 16 条 機器の滅失、毀損等について通常の使用により生じる等の場合を除きその危険は賃借人が負担するものとし、賃貸人は賃借人に対して損害賠償を請求できるものとする。ただし、第 6 条に規定する動産総合保険で補償される事項に対しては、賃借人はその賠償を行わないものとする。

2 賃借人の故意又は過失により賃貸人が損害を被った場合、賃貸人は賃借人に対し損害賠償を請求できるものとする。

3 前項の損害賠償額は賃借人と賃貸人との協議により定める。

(立入権並びに秘密保持)

第 17 条 機器及びソフトウェアの納入のため賃貸人の指定する者が機器の据付け場所に立ち入る場合は、あらかじめ賃借人の了承を得、またその者は必ず身分証明書を携帯しなければならないものとする。

2 賃貸人及び賃貸人の指定した者は、前項の立入りに際して知り得た賃借人の業務上の秘密を第三者に漏えいしてはならないものとする。

3 賃借人は、ソフトウェア及びその他の技術情報を第三者に開示しないものとする。

4 賃貸人の指定した者が賃借人に対して損害を与えた場合は、賃貸人がその責任を負うものとする。

(個人情報の保護)

第 17 条の 2 賃貸人は、個人情報(金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成 3 年条例第 2 号)第 2 条第 2 号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

2 賃貸人は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 賃貸人は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

4 賃貸人は、この契約による業務を行うため個人情報を収集するときは、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

5 賃貸人は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 賃貸人は、あらかじめ賃借人の書面による指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

7 賃貸人は、あらかじめ賃借人の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために賃借人から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはな

らない。

- 8 貸貸人は、あらかじめ賃借人の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 9 貸貸人は、賃借人の承認により、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、賃借人が貸貸人に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を、当該第三者に書面により求めるものとする。
- 10 貸貸人は、この契約による業務を処理するために賃借人から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了(業務中止及び業務廃止を含む。)後直ちに賃借人に返却し、又は引き渡すものとする。ただし、賃借人が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 11 貸貸人は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに賃借人に報告し、賃借人の指示に従うものとする。
- 12 賃借人は、貸貸人がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、実地に調査できるものとする。
- 13 賃借人は、貸貸人がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、貸貸人に対して必要な指示を行うことができる。

(賃借人の解除権)

第 18 条 賃借人は、貸貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 貸貸人の責めに帰すべき事由により履行期限内又は履行期限後の相当期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な事由がなく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 貸貸人が金沢市契約規則第 43 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに規定する談合その他不正行為のいずれかに該当したとき。
- (4) その他契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 貸貸人が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(貸貸人が個人である場合にはその者を、貸貸人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 貸貸人が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、賃借人が貸貸人に対して当該契約の解除を求め、貸貸人がこれに従わなかったとき。

- 2 貸貸人は、第1項に基づき契約が解除されたときは、賃借人に対してその損害賠償を求めることはできない。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、契約の履行部分で検査に合格したもののについては、当該履行部分に対する契約金額相当額を支払うものとする。

(契約が解除された場合の違約金)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、貸貸人は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 貸貸人がその債務の履行を拒否し、又は貸貸人の責めに帰すべき事由によって賃借人の債務について履行不能となった場合
- 2 貸貸人は、第1項の規定により支払った違約金の額が第18条第1項の規定による契約の解除により賃借人が受けた損害を補填することができないときは、その不足額に相当する額を支払わなければならない。
 - 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 貸貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 貸貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 貸貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
 - 4 賃借人は、第1項の規定により違約金を徴収する場合において、貸貸人が契約保証金の納付又はこれに代わる担保を提供しているときは、当該契約保証金又は担保をもって当該違約金に充当することができる。ただし、当該担保が金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第31条において読み替えて準用する同規則第5条第1項第6号に掲げるものである場合にあっては、第18条第1項第5号の規定により契約が解除された場合を除く。

(談合等不正行為の場合の損害賠償)

第19条 賃借人は、貸貸人が金沢市契約規則第43条第1項第4号から第7号までのいずれかに該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の100分の20に相当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 貸貸人が金沢市契約規則第43条第1項第4号から第6号までのいずれかに該当する場合で、この契約に関し、公正取引委員会が貸貸人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他賃借人が特に認めるとき。
 - (2) 貸貸人（貸貸人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が金沢市契約規則第43条第1項第7号の規定に該当する場合で、当該貸貸人に対する刑の確定が刑法第198条の規定によるものであるとき。
- 2 賃借人は、貸貸人が金沢市契約規則第43条第1項第7号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金として、前項に規定する額のほかに、契約金額の100分の5に相当する額を徴収する。
 - (1) 金沢市契約規則第43条第1項第4号に規定する確定した納付命令について、独占

禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2) 金沢市契約規則第43条第1項第7号に規定する刑に係る確定判決において、貸貸人が違法行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、賃借人に提出しているとき。

3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

(翌年度以後の契約)

第20条 この契約締結日の属する年度の翌年度以後、当該業務の契約に係る賃借人の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、賃借人はこの契約を変更し、又は解除できる。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることとした場合も同様とする。

2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、貸貸人に損害を及ぼしたときは、残存期間の支払予定額に相当する額を限度として、その損害を賠償しなければならない。

(協議)

第21条 本契約に定めない事項又は本契約の履行につき疑義が生じた場合は、賃借人及び貸貸人は誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、賃借人と賃貸人の双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

賃借人 金沢市広坂1丁目1番1号
金 沢 市
金 沢 市 長 山 野 之 義

賃貸人

別紙

機器・ソフトウェア明細書

月額使用料は消費税額及び地方消費税額を含まない。
ただし、保守費用については月額賃借料に含む。

種 別	品 名	数量	月額賃借料又はソフトウェア使用料（円）
合計			円